

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（2件）（行政管理課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	1
◎高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会訓令	
◎情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	4
高知県教育長訓令	
◎教育次長の権限に属する事務決裁規程	6
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	9

規 則

高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公益法人等の監督等に関する規則（平成27年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高知県教育長」を「高知県教育次長」に改め

る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第205号

平成15年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)を次のように改める。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務

ア 指定保育士養成施設の指定（法第18条の6第1号）

イ 指定保育士養成施設の長からの報告の徴収等（法第18条の7第1項）

ウ 保育士試験の実施（法第18条の8第2項）

エ 指定試験機関の指定（法第18条の9第1項）

オ 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等（法第18条の10）

カ 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等（法第18条の11第2項において準用する法第18条の10）

キ 指定試験機関の試験事務規程に係る認可（法第18条の13第1項）

ク 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可（法第18条の14）

ケ 指定試験機関に対する監督命令（法第18条の15）

コ 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第18条の16第1項）

サ 保育士登録証の交付（法第18条の18第3項）

シ 保育士の登録の取消し及び名称の使用停止命令（法第18条の19）

ス 保育士の登録の消除（法第18条の20）

セ アからスまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務

2中「高知県教育長」を「高知県教育次長」に改める。

高知県告示第206号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)アを削り、1の(1)イ中(ア)から(キ)までを削り、(ク)を(ア)とし、(ケ)を削り、1の(1)イ(コ)中「並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ること」を削り、同(コ)を1の(1)イ(イ)とし、1の(1)イを1の(1)アとし、1の(1)ウ(ウ)中「府令」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。以下この号において「府令」という。）」に改め、1の(1)ウ(ソ)中「認定法」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下この号において「認定法」という。）」に改め、1の(1)中ウをイとし、エをウとし、オをエとし、1の(2)ア(イ)中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。）」に改め、2中「高知県教育長」を「高知県教育次長」に改める。

教育委員会規則

高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会公告式規則（昭和30年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「委員長名」を「教育長名」に改め、同条第2項ただし書中「教育委員会所定」を「県庁前」に改める。

第2条中「規則に」を「当該規則に」に改める。

第3条の見出し中「公布」を「公告」に改め、同条第1項中「教育委員会告示」を「教育委員会告示及び教育長告示」に、「委員長名」を「教育長名」に、「公布する」を「公告する」に改め、同条第2項を削る。

第4条の見出し中「公布」を「公表」に改め、同条第1項中「教育委員会訓令」を「教育委員会訓令及び教育長訓令」に、「委員長名」を「教育長名」に、「公布する」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「前2条の告示及び訓令を公布及び施行するときに」を「第3条の告示の公告及び施行並びに前条の訓令の公表及び施行について」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第8号

高知県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会会議規則（昭和31年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「臨時会は」を「臨時会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第14条第2項に規定する場合のほか」に改め、同条第4項を削る。

第2条中「会議開催」を「会議の開催」に改め、「委員長が」を削る。

第3条中「具して委員長に届出なければ」を「示して教育長に届出なければ」に改める。

第4条第1項中「委員会は」を「会議においては」に改め、同条第2項中「会議招集」を「会議の招集」に改める。

第5条中「発言しよう」とを「会議において発言しよう」とに、「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「これを」を「これを会議の」に改める。

第7条を削る。

第8条中「別に定めるところによって」を「委員会が別に定めるところにより」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「必要と」を「必要があると」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「会議録は、委員長が委員会事務局の職員」を「地教法第14条第9項の議事録（以下「会議録」という。）は、教育長が委員会の事務局職員」に改め、「教育長の推薦する者」を削り、「これを」を「、これを」に改め、同条第2項中「委員長及びそのつど委員長」を「教育長及びその都度教育長」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「（会議録の記載事項）」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）出席した委員及び欠席した委員の氏名

第11条第3号中「第9条の規定によって」を「第8条の規定に基づき」に改め、同条第7号中「その他必要と」を「前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1号を加える。

（会議録の公表）

第11条 会議録は、これを公表する。ただし、地教法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

第12条中「の運営について」を「その他委員会の議事の運営に関し」に、「委員長が会議にはかって決定する」を「教育長が委

員会に諮って定める」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第9号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県教育長（以下「教育長」という。）」を「教育次長」に改める。

第7条の次に次の1号を加える。

（高等学校課員駐在所）

第7条の2 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

第9条第20号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

第11条第9号中「掲げるもののほか」を「掲げるもののほか、指定保育士養成施設」に改め、同条を同条第11号とし、同条の前に次の1号を加える。

（10）子育て支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第11条中第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条の前に次の2号を加える。

（4）家庭的保育事業等における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。

（5）親育ち支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第11号中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）指定保育士養成施設に関すること。

第12条第1号、第6号及び第10号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第13条中第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）全国高等学校総合文化祭に関すること。

第15条第4号及び第5号を次のように改める。

（4）家庭教育支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

（5）放課後児童健全育成事業に関すること。

第19条第1項第11号中「教育長」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第36条第1項の表中「教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う」を「必要に応じて教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する」に改め、同条第2項中「代行する」を「受任し、又は臨時に代理する」に改める。

第37条の表中

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。

を

管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第10号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会事務委任等規則

第1条中「第25条第1項」を「第25条第1項及び第3項」に、「事務の一部を」を「事務の一部の」に、「に委任すること」を「への委任並びに当該委任をされた事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況に関する教育委員会への報告」に改める。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

本則に次の1条を加える。

（教育委員会への報告）

第4条 教育長は、委任された事務及び臨時に代理した事務のうち、重要であると認めるもの又は教育委員会の委員から報告を求められたものについては、その管理及び執行の状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（高知県認定こども園条例施行規則の一部改正）
- 2 高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
第1条中「高知県教育委員会事務委任規則」を「高知県教育委員会事務委任等規則」に改める。



高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第11号

高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会傍聴規則（平成5年高知県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）の必要と」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が必要があると」に、「委員長の」を「教育長の」に改める。

第3条第2号中「危険と」を「危険であると」に改め、同条第3号中「のいかんを問わず」を「に関わりなく、」に改め、同条第5号中「掲げるもののほか、委員長」を「掲げる者のほか、教育長」に、「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第4条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第1項第2号中「いかなる理由があろうとも」を「理由の有無にかかわらず、」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「妨害となるような」を「妨害となるおそれがある」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第7条の見出しを「（教育長の指示の遵守）」に改め、同条中「前各条に規定するもののほか」を「第2条から前条までに定めるもののほか」に、「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部を改正する訓令

情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程（平成2年9月高知県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会情報公開及び個人情報の保護に関する事務専決規程

第1条中「に関する専決について」を「において高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施機関となる場合の事務の一部を高知県教育長（以下「教育長」という。）並びに教育事務所長、青少年センター所長及び教育機関の長に専決させることに關し」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（専決事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務（次項に定めるものを除く。）について教育長に専決させるものとする。

- (1) 情報公開に関する事務で次に掲げるもの
 - ア 高知県公文書開示審査会への諮問に関すること。
 - イ 公文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に関すること。
 - ウ 公文書の開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。
 - エ ウに掲げるもののほか、公文書の開示の実施に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する事務で次に掲げるもの
 - ア 高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くこと。
 - イ 高知県個人情報保護審査会への諮問に関すること。
 - ウ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に関すること。
 - エ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。
 - オ エに掲げるもののほか、個人情報の開示、訂正及び是正の実施に関すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。

2 教育委員会は、次に掲げる事務（当該機関に係るものに限る。）について教育事務所長、青少年センター所長及び教育機関の長に専決させるものとする。

(1) 情報公開に関する事務で次に掲げるもの
ア 公文書の開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

イ アに掲げるもののほか、公文書の開示の実施に関すること。

(2) 個人情報の保護に関する事務で次に掲げるもの
ア 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

イ アに掲げるもののほか、個人情報の開示、訂正及び是正の実施に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。

（専決の特例）

第3条 教育長は、前条に定める事務の内容が重要かつ異例なものであると認められるときは、これを教育委員会に付議することができる。

本則に次の1条を加える。

（専決した事務の報告）

第4条 教育長は、第2条の規定により専決した事務のうち教育委員会において了知しておく必要があると認められるものについては、教育委員会の会議で報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第4号

事 務 局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会事務委任規則」を「高知県教育委員会事務委任等規則」に改め、同条第3号ア中「教育長、」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「委員長及び」を削り、同条第2号、第3号及び第5号中「各名宛て人」を「各名宛人」に改める。

第11条ただし書中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局
各教育機関

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会公印規程（平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、教育委員会委員長印、教育委員会委員長職務代理者印」を削る。

別表を次のように改める。

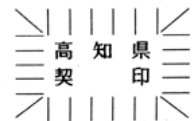
別表第1（第2条関係）

公印の種類	ひな形	寸歩(mm)	書体	公印管理者	用途
教育委員会印	(1)	方29	てん書	教育政策課長	一般公文書
〃	(2)	方15	〃	〃	登録証等の刷り込み用
専用教育委員会印	(3)	方35	〃	〃	辞令書及び辞令書の刷り込み用
〃	(4)	方45	〃	〃	教育職員免許状の刷り込み用
教育長印	(5)	方29	〃	〃	一般公文書
専用教育長印	(6)	方15	〃	高等学校課長	納入通知書、督促状、返納通知書等の刷り込み用
〃	〃	方30	〃	〃	高知県高等学校等奨学金貸与決定通知書等の刷り込み用
〃	〃	〃	〃	スポーツ健康教育課長	許可等
教育長職務代理者印	(7)	方29	〃	教育政策課長	一般公文書
課長印	(8)	方27	〃	各課長	〃
教育事務所長印	(9)	〃	〃	各教育事務所長	〃
青少年センター所長印	(10)	方21	〃	青少年センター所長	〃
教育機関の長印	(11)	方27	〃	各教育機関の長	〃
県立学校の校長職務代理者印	(12)	〃	〃	各県立の学校長	〃
分校専用の県立学校長印	(13)	〃	〃	各県立学校の分校長	〃
県立学校印	(14)	方45	〃	各県立の学校長	卒業証書の刷り込み用等

契印	(15)	長29 短13	〃	各課長 各教育事務所長 青少年センター所長 各教育機関の長	一般公文書
〃	(16)	長27 短21	〃	教育政策課長	身分証明書
出納員印	(17) (18) (19) (20)	方21	〃	高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第4条第3項に規定する出納員	送金支払通知書等の出納事務
知事印	(21)	方27	〃	教育政策課長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る一般公文書
〃	(22)	方15	〃	〃	地方自治法第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務に係る納入通知書、返納通知書、免状等

備考 「ひな形」欄の番号は、別表第2における番号とする。

別表第2（第2条関係）

(1)(2)	(3)	(4)	(5)
高 知 県 教 育 委 員 会 印	辞 令 書 高 知 県 教 育 委 員 会 印 専 用	教 育 職 員 高 知 県 教 育 委 員 会 印 免 許 状 専 用	高 知 県 教 育 長 印
(6)	(7)	(8)	(9)
○ ○ 高知県教育長印 専 用	高 知 県 教 育 長 職 務 代 理 者 印	高 知 県 教 育 委 員 会 事 務 局 ○ ○ 課 長 印	高 知 県 ○ ○ 教 育 事 務 所 長 印
(10)	(11)	(12)	(13)
高 知 県 立 青 少 年 セ ン タ 一 所 長 印	高 知 県（立） ○ ○ 長 印	高 知 県 立 ○ ○ 学 校 校 長 職 務 代 理 者 印	高 知 県 立 ○ ○ 学 校 校 長 印 ○ ○ 分 校 専 用
(14)	(15)	(16)	
高 知 県 立 ○ ○ 学 校 印	契 印 又は 高 知 県 契 印	 (シールプレス)	
(17)	(18)	(19)	(20)
高 知 県 ○ ○ 教 育 事 務 所 出 納 員 印	高 知 県 立 青 少 年 セ ン タ 一 出 納 員 印	高 知 県 ○ ○ 出 納 員 印	高 知 県 立 ○ ○ 学 校 出 納 員 印

(21) (22)

高 知 県

知 事 印

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育長 田村 壮児

教育次長の権限に属する事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育次長に補助執行させた知事の権限に属する事務で教育次長が決裁するもの並びにその事務の一部を事務局の課長（以下「課長」という。）並びに事務局の課長補佐、室長及び専門企画員（別表において「課長補佐等」という。）に専決させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(決裁)

第2条 前条に規定する事務の決裁権者（高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）第2条第2号に規定する決裁権者をいう。別表において同じ。）は、同表に定めるとおりとする。

2 教育次長が2人以上あるときにおいて、それぞれが決裁する事務は、別表に掲げるもののうち、教育長が別に定める。

(専決の特例)

第3条 専決することができる者（以下「専決権者」という。）は、事務の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 重要であると認められるとき。
- (2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 上司が特に指示した事項に係るものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。

2 専決権者がこの規程の規定により専決することができる事務には、当該専決権者より下位の職にある専決権者が専決することができる事務を含まないものとする。ただし、専決権者が不在のときに、教育次長又は当該専決権者の上司が、当該専決権者が専決することができる事務を決裁することを妨げない。

(専決事項の報告)

第4条 専決権者は、専決することができる事務を決裁した場合には、当該事務が上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事務の内容について上司に報告しなければならない。

（合議）

第5条 合議する事務及びその合議先は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に合議する事務として定められている事務以外の事務で、他の課長等と特に意見の調整を要すると認められるものについては、当該課長等に合議するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ合議先と協議を行い、合議先の合意を得た事項については、別に定めるところにより、合議を省略することができる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

事務の種類	事項	専決権者		合議先	備考
		教育次長	課長 課長補佐等		
1 公益法人等に関する事務	(1) 公益認定及び公益認定の取消し	○		法務課長 （総務部法務課長をいう。以下この項において同じ。）	県政運営上重要なものについては、副知事及び総務部長（保育所を経営する法人に係るものにあつては、地域福祉部長を含む。）に合議する。保育所を経営する法人に係るものについては、福祉指導課長（地域福祉部福祉指導課長をいう。以下この項において同じ。）に合議する。
	(2) 変更の認定	○		法務課長	保育所を経営する法人に係るものについては、福祉指導課長に合議する。
	(3) 合併による地位の承継の認可	○		法務課長	〃

									長」と読み替えるものとする。
		イ	ア	以外のもの			○		

備考 「決裁権者」欄の「教育次長」に○印がある事務は教育次長が、「課長」に○印がある事務は課長が、「課長補佐等」に○印がある事務は課長補佐等が、当該事務の決裁権者であることを示す。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育長 田村 壮児

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び知事の権限に属する事務で教育長が補助執行を行う事務」を削る。

第2条第1項中「教育長の権限に属する」を「前条に規定する」に、「f）は、別表」を「別表において同じ。）は、同表」に改め、同条第2項中「教育次長の」を「教育次長が2人以上あるときにおいて、」に改める。

第7条第3号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

第8条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「第17号」を「第16号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1号中「及び中学校（第4号において）」を「、中学校及び義務教育学校（以下）」に改め、同条第2号及び第3号中「県立中学校」を「県立の中学校」に改める。

第11条第1号中「の特別支援学校及び」を「及び」に改める。

別表2の(13)のイの項中「開示の請求に係る異議申立てに対する決定」を「開示決定等及び開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」に改め、同表2の(13)のウの項中「開示の請求に対する決定及び通知並びに当該決定に係る第三者からの意見の聴取」を「開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知」に改め、同表2の(14)のウの項中「開示、訂正及び是正の請求に係る異議申立てに対する決定」を「開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」に改め、同表2の(14)のエの項中

「開示、訂正及び是正の請求に対する決定及び通知並びに開示の決定に係る第三者からの意見の聴取」を「開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知」に改め、同表2の(14)のカの項を削り、同表2の(14)のキの項中「カ」を「オ」に改め、同項を同表2の(14)のカの項とし、同表5の(7)のエの項中「中学校」を「中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）」に改め、同表5

の(7)の次の項中「県立学校又はその連合体」を「高等学校若しくは特別支援学校又はこれらの連合体」に改め、同表中6の(1)の項を削り、6の(2)の項を6の(1)の項とし、6の(3)の項を6の(2)の項とし、6の(4)の項を6の(3)の項とし、6の(5)の項を6の(4)の項とし、同表6の(6)の項中「(5)」を「(4)」に改め、同項を同表6の(5)の項とし、同表6の(7)の項を同表6の(6)の項とし、同表6の(8)の項中「(7)」を「(6)」に改め、同項を同表6の(7)の項とし、同表6の(9)の項を同表6の(8)の項とし、同表6の(10)の項中「(9)」を「(8)」に改め、同項を同表6の(9)の項とし、同表6の(11)の項を同表6の(10)の項とし、同表14の(3)の項中「福祉指導課長」を「福祉指導課長（地域福祉部福祉指導課長をいう。以下同じ。）」に改め、同表14の(16)の項を削り、同表14の(17)の項中「(16)」を「(15)」に改め、同項を同表14の(16)の項とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。